

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 ひらき内科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 山口県宇部市開1丁目3番3号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成12年8月7日
- (4) 設立登記年月日 平成12年8月18日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	ひらき内科	山口県宇部市開1丁目3番3号	一般病床 0床
			療養病床 0床
			[医療保険 0床
			[介護保険 0床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年9月20日 令和4年度決算の決定 ✓
令和5年7月28日 令和6年度予算案の承認 ✓
令和5年7月31日 役員及び理事長の再任 ✓

様式 2

法人名 医療法人 ひらき内科

※医療法人整理番号

所在地 山口県宇部市開 1 丁目 3 番 3 号

財 産 目 録

(令和5年7月31日現在)

1. 資 産 額	116,512 千円	✓
2. 負 債 額	12,970 千円	✓
3. 純 資 産 額	103,542 千円	✓

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	101,007 ✓
B 固 定 資 産	15,505 ✓
C 資 産 合 計 (A+B)	116,512 ✓
D 負 債 合 計	12,970 ✓
E 純 資 産 (C-D)	103,542 ✓

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 ひらき内科

※医療法人整理番号

所在地 山口県宇部市開1丁目3番3号

貸 借 対 照 表

(令和5年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	✓ 101,007	I 流動負債	✓ 6,846
II 固定資産	✓ 15,505	II 固定負債	✓ 6,124
1 有形固定資産	✓ 13,493	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	✓ 2,012	負債合計	✓ 12,970
3 その他の資産		純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 出 資 金	✓ 9,000
		II 積 立 金	✓ 94,542
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	✓ 103,542
資産合計	✓ 116,512	負債・純資産合計	✓ 116,512

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式6

監事監査報告書

医療法人 ひらき内科
理事長 山本 浩二 殿

私は、医療法人ひらき内科の令和5会計年度（令和4年8月1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年9月20日
医療法人 ひらき内科
監事 白石 美代子